

広島県告示第九百四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和七年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

天応東久保二丁目四地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を昭和二十二年十二月二十九日内務省告示第四百号で指定した土地に沿って結んだ線、標柱六号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区						町	大字	字	地番	標柱番号
呉市						天応東久保二丁目			一一二二番一	標柱一号
						天応東久保一丁目			一三九六番一	標柱二号及び三号
									一三九九番二	標柱四号
									一四一四番一	標柱五号
									一四一四番八	標柱六号
									一四〇四番一	標柱七号
						天応東久保二丁目			一一二二番	標柱八号